

■学校経営のポイント

学習評価の改善に向けた学校マネジメント

小島 宏

新学習指導要領の完全実施を目前に控え、**学習評価の改善**への関心が高まっている。学習評価は、子供の学習の過程及び成果を評価し、「教員が指導の改善を図る」とともに、「子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにする」ためにその結果を活用することが重要である。

学習評価の改善の基底

学習評価の改善の趣旨と内容を十分に理解するため、次の諸事項の再確認が必要である。

○教育基本法2条(教育の目標) ○学校教育法21条(義務教育としての普通教育の目標) ○学校教育法30条2項(知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度) ○中教審答申H28年12月(資質・能力の3つの柱、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等) ○学習指導要領H29年3月告示(資質・能力に対応した各教科等の目標及び指導内容の提示) ○中教審部会報告H31年1月(評価の3観点) ○指導要録の改善(文科省通知が発出される予定)

「評価の観点」は「学力の中身」

学習状況評価の観点が、現行の4観点から「**知識・技能**」「**思考・判断・表現**」「**主体的に学習に取り組む態度**」の3観点に変更された。

評価の観点は、いわゆる学力の中身(要素)を示したものと考えられる。したがって、今回の変更は、学力の中身の捉え方に変わりがないものの「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況に対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」を一層強調したものとなっている。

学習評価の意味すること

学習評価は、「子供の学習の過程や成果」を捉えるものであるが、これは単に、観点別評価とこれらを総括した評定をつけるということではない。

学習評価は、目的ではなく手段である。つまり、「知識・技能」の習得、「思考・判断・表現」の育成、「主体的に学習に取り組む態度」の涵養が、学習評価を必要とする状況に進み、その程度を「評価する」ことに意味がある。

子供を育てるマネジメント

学習評価を適切に進めるための第一は、**評価する子供の姿をつくり出すカリキュラム・マネジメント**である。つまり、教育課程の編成、指導計画の作成、充実した授業の展開などを通して子供を育てることである。子供が育ちつつあるからこそ、さらによりよく育てるために、学習評価が必要になるのである。

学習評価の結果は、教師の指導の改善、学校のカリキュラムの改善、子供自身による学習改善(メタ認知)などに生かすようにする。

そのためには、教師一人一人が指導の工夫をするとともに、校内研究により指導と評価と支援の一体化の実現、ICTを活用した指導法の開発など授業の質を向上させるマネジメントが必要である。

学習評価のマネジメント

第二は、子供の育ちつつある姿、すなわち**学習の過程及び成果を妥当に、客観的に評価するためのマネジメント**である。

このことが担保されて始めて、信頼性の高い学習評価が可能になり活用しやすくなる。そこで、評価資料を整え、学校のマニュアルに即して根拠のある学習評価をすることが不可欠となる。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会理事長)

●ベテラン校長が贈る最初の授業・最後の授業 《最新刊!》

小学校 中学校 **入学式・卒業式に贈る校長式辞 50 選**

【編集】教育開発研究所 A5判・160頁/定価(本体2,200円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

